

高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 平成30年6月29日から平成30年7月8日に発生した梅雨前線豪雨及び台風7号災害において、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）及び高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱に基づく農地の災害復旧事業（以下「補助事業」という。）について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「暫定措置法施行令」という。）第9条6号により適用除外となる経費（平成29年農林水産省告示第959号により算定される金額（以下「農地復旧限度額」という。）を超える金額）を補助の対象とし、その一部について、県は予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助の対象となる経費は、暫定措置法施行令第2条で定めるとおりとする。

2 補助率は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項による補助金交付申請書及び関係書類は、別表第3に定めるものとし、指定の期日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、別表第3に定める補助金変更承認申請書及び関係書類を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業主体の変更

(2) 施行箇所の変更

(3) 施行箇所ごとの工種（田、畑及びわさび田の区分）の全部若しくは一部の変更又は廃止

(4) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減

(5) 施行箇所ごとの工種別工事費の30%を超える増減

(6) 補助事業者の補助金総額の変更

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に所長の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (7) 補助事業の実施にあたっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行うこと。

(概算払)

第7条 概算払を受けようとする補助事業者は、別表第3に定める概算払請求書及び請求内訳書表を知事に提出しなければならない。

2 前項における概算払の実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の着手時における概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金交付決定額に40パーセントを乗じた金額の範囲内とする。
- (2) 前号の規定による概算払以外の概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金の交付決定額に当該事業の進捗率を乗じた金額の範囲内(補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。)において行うことができることとし、前号の規定による概算払をした後の追加概算払は、補助事業者が当初の概算払の額と当初の概算払の額に対応する補助事業者の負担額との合計額を超える支払を行う場合に行うものとする。
- (3) 補助事業が年度内に完了することが確実であると認められる補助事業については、前号の規定にかかわらず、未払額の全額を概算払することができる。ただし、次条の規定により補助事業の一部を繰越す地区については、年度内の遂行部分について出来高見込みにより概算払をすることとする。
- (4) 請求金額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (5) 請求に当たっては、的確な出来高把握に努め、所要額を請求するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別表第3に定めるものとし、補助金の交付決定に係る施行箇所のうち、最後に竣工した箇所の竣工日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌会計年度の4月15日までとする。

- 2 補助事業者は、施越工事（工事竣工後に交付決定があった工事を言う。）のみに交付の決定がなされた場合は、その通知日から10日以内に実績報告を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して知事に報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別表第3に定める様式により知事に報告するとともに、当該金額を所長に返還しなければならない。

(繰越承認申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に補助事業を完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由により年度内の完成が見込めなくなったときは、別表第3に定める繰越承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(年度終了実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第11条第1項の規定による年度終了実績報告及び関係書類について、補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月15日までに別表第3に定める様式を知事に提出しなければならない。

(補助指令前着手)

第11条 補助金の交付の決定前に補助事業を実施しようとするときは、別表第3に定める補助金交付決定前工事着手申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱に基づき承認を受けたものは、これをもって代えることができる。

(設計書の審査)

第12条 補助事業者は、実施設計及び変更設計について、当該設計書に別表第3に定める審査表を添えて農業振興センター所長に提出し、審査を受けなければならない。ただし、高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱に基づき審査を受けたものは、これをもって代えることができる。

(書類の経由)

第13条 この要綱に基づく申請書等を知事に提出するに当たっては、所管の農業振興センターを経由して提出しなければならない。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第16条 この要綱の実施のための手続その他執行に必要な事項は、要領で定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月14日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、補助事業について知事のなした処分その他の行為はこの要綱によってなされたものとみなす。
- 3 この要綱は、平成33年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第4項並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

第1号様式（第4条関係）

第 平成 年 月 日
平成 年 月 日

農業振興センター所長 様

補助事業者名

住所

氏名

印

平成 年度 高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金（30年災 農地）交付申請書

平成30年発生災害（7月豪雨）に係る農地災害復旧事業を下記により実施したいので、補助金 円を交付されたく高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- （1）農地災害復旧事業（高知県農地災害復旧緊急支援事業）補助計画書（別紙のとおり）
- （2）収支予算書（別紙のとおり）

第3号様式（第4条、第5条関係）

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他 費		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備考
工事費		
本工事費		
一般財源繰り入れ		施越
合 計		

予算議決日： 年 月 日

第4号様式（第5条関係）

番
平成 年 月 日 号

農業振興センター所長 様

補助事業者名

住所

氏名 長 印

平成 年度高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金（30年災 農地）変更承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定通知がありました平成30年発生災害（7月豪雨）に係る農地災害復旧事業について、下記により事業補助計画の変更（補助金 円）をしたいので、高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- （1）農地災害復旧事業（高知県農地災害復旧緊急支援事業）補助計画書（別紙のとおり）
- （2）収支予算書（別紙のとおり）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[補助事業者] 様

所在地

商号又は名

印

氏 名

当社は、[補助事業者]発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載してください。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいいます。
- 3 「指名停止の措置等」には、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は地方公共団体から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含みます。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではありません。

第6号様式（第7条関係）

第 平成 年 月 日
平成 年 月 日

農業振興センター所長 様

補助事業者名

住所

氏名

印

平成 年度高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金（30年災 農地）概算払請求書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました事業について、高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、別紙のとおり金円を概算交付されるよう請求します。

第8号様式（第8条関係）

第 平成 年 月 日
平成 年 月 日

農業振興センター所長 様

補助事業者名

住所

氏名

印

平成 年度高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金（30年災 農地）実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定通知がありました平成30年発生災害（7月豪雨）に係る農地災害復旧事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

記

- (1) 農地災害復旧事業（高知県農地災害復旧緊急支援事業）成績書（別紙のとおり）
- (2) 収支精算書（別紙のとおり）
- (3) 請負及び竣工^{しゅん}検査調書
- (4) 取得財産調書
- (5) 残材料調書

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	実績	予算額	差引き増減 (△)	備考
県 補 助 金				
市 町 村 費				
そ の 他 費				
合 計				

(2) 支出の部

区 分	実績	予算額	差引き増減 (△)	備考
工事費				
本工事費				
合 計				

第 平成 年 月 日
平成 年 月 日

農業振興センター所長 様

補助事業者名

住所

氏名

印

平成 年度高知県農地災害復旧緊急支援事業費（30年災 農地）補助金消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました農地災害復旧事業（30年災）について、高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

第 平成 年 月 日
平成 年 月 日

農業振興センター所長 様

補助事業者名

住所

氏名

印

平成 年度高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金（30年災 農地）繰越承認
申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありましたこの事業について、年度内にこれを完了させることが困難になりましたので、別紙のとおり当該事業費の一部を翌年に繰越して事業を実施したく、高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金交付要綱9条の規定により申請します。

記

- (1) 繰越計算書内訳
- (2) 箇所別調書及び理由書

第18号様式（第10条関係）

第 平成 年 月 日
平成 年 月 日

農業振興センター所長 様

補助事業者名

住所

氏名

印

平成 年度高知県農地災害復旧緊急支援事業費補助金（ 年災 農地）年度終了
実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定通知がありました、平成
年発生災害（7月豪雨）に係る農地災害復旧事業の平成 年度内事業実績について、高知県農
地災害復旧緊急支援事業費補助金交付要綱第10条の規定によりその実績を報告します。

記

高知県農地災害復旧緊急支援事業年度内実績表（別紙のとおり）

審 査 表													
年災	地区及び 箇所番号	—	市町村名		地区名		工種		増減				
査定金額	千円	変更回数	第 回		前回事業量		今回事業量		千円				
				前回承認額		今回申請額	千円	合併					
県 農 業 基 盤 課			農 業 振 興 セ ン タ ー			事 業 主 体							
職名	審査年月日		印	職名	審査年月日		印	職名	審査年月日				
課長	年	月	日		所長	年	月	日		課長	年	月	日
課長補佐	年	月	日		技術次長	年	月	日		課長補佐	年	月	日
チーフ	年	月	日		課長	年	月	日		係長	年	月	日
係員	年	月	日		チーフ	年	月	日		係員	年	月	日
審査事項				係員	年	月	日		検算	年	月	日	
				審査事項			審査事項						
(限度額 千円)													